

半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、修学、疾病等の事由により、一時的に日常生活の支援を要する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣等することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は半田市とし、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO 法人、介護事業者等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 技能取得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要なひとり親家庭等
- (2) 生活環境の激変により、日常生活を営むのに特に支障が生じているひとり親家庭等
- (3) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している母子家庭及び父子家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業によるものを除く。）に定期的に生活援助及び子育て支援が必要となるもの

(支援の種類及び内容)

第4条 この事業で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活の支援
- (2) 子育て支援 保育サービス及びこれに附帯する支援

(事業の実施場所)

第5条 この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援 被生活援助者の居宅、家庭生活支援員の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所、児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適

切な場所

(家庭生活支援員の選定等)

第6条 家庭生活支援員は、次の要件を備えている者のうちから市長が選定するものとする。

- (1) 生活援助を行う者 生活援助の実施に必要な資格として市長が認めた資格を有する者又は生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者
- (2) 子育て支援を行う者 愛知県知事が実施する別表第1に定める研修を修了した者又は保育士資格を有する者。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項の子育て援助活動支援事業における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日付雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、同表に定める研修と同等の研修を修了した者とする。

(派遣の申請及び決定)

第7条 家庭生活支援員の派遣を希望するひとり親家庭等は、半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに申請のあった家庭の状況等を調査し、家庭生活支援員の派遣を決定したときは半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣決定通知書（様式第2）により、派遣を却下したときは半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣却下通知書（様式第3）により申請をしたひとり親家庭等に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 家庭生活支援員の派遣等の費用は、原則無料とする。ただし、生活援助及び子育て支援に係る食費等の実費相当額は利用者が負担するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 この事業を実施するに当たっては、母子・父子自立支援員、福祉事務所、民生委員、母子生活支援施設等他の関係機関と連携を図るとともに、この事業を委託している団体等と連絡・調整を十分に行うこととする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 第6条に規定する家庭生活支援員の選定については、母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業の介護人として選定されていた場合（母子家庭等に限る。）、平成17年度までの間、家庭生活支援員として選定することができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

別表第1（第6条関係）

科目	学習方針	内 容	時間
児童の発達と遊び	0歳から10歳位までの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	① 乳幼児期の発達	3時間
		② 学童期の発達	3時間
		③ 児童にとっての遊び	3時間
健康管理と緊急対応	0歳から10歳位までの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	① 児童の病気	3時間
		② 緊急時の対応と応急措置	3時間
		③ 児童の成長と食生活	3時間
見学学習	保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのように関わっているのかについて見学する。	① 保育所見学	3時間
子育て支援の状況	子育て支援に関する公的制度や保育ビジネスの現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	① 現代の子育て事業	3時間
		② 研修全体のまとめ	3時間
		合 計	27時間

(表面)

様式第1 (第7条関係)

半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者氏名

家庭生活支援員の派遣について、下記のとおり申請します。

なお、戸籍情報、住民基本台帳情報及び児童扶養手当受給情報を半田市が調査することに同意します。

[illegible]

(裏面)

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について

①	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
	(個人番号)				
	住 所	〒 ー □申請者と同じ		続柄	
②	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
	(個人番号)				
	住 所	〒 ー □申請者と同じ		続柄	
③	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
	(個人番号)				
	住 所	〒 ー □申請者と同じ		続柄	
④	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
	(個人番号)				
	住 所	〒 ー □申請者と同じ		続柄	
⑤	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	
	(個人番号)				
	住 所	〒 ー □申請者と同じ		続柄	

備考

様式第2（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣決定通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました家庭生活支援員の派遣について、下記のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	氏 名		性 別	男 女	生年 月日	年 月 日
	住 所	〒 -				
	電話番号					
支援の種類 及び内容						
派遣場所						
派遣期間						

様式第3（第7条関係）

半田市ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員派遣却下通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました家庭生活支援員の派遣について、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

却下の理由